

令和7年度横浜市立高校における長期留学プログラム

募集要項

横浜市教育委員会では、横浜の子どもたちが将来、国際社会で活躍できる力を育むため、世界と対話できるコミュニケーション力や、SDGsなど地球規模の課題を考え行動する力、異文化に飛び込む意欲を伸ばす取組を進めています。本プログラムでは、横浜市の市立高校に通う生徒を対象に、アメリカやカナダへの長期留学の機会を提供します。留学生として選ばれた応募者が、留学体験を通して多様な価値観を持つ相手と対話・協働する力を身に付け、帰国後も自らの体験を積極的に発信することを通じて、より多くの市立高校生が、世界に向けた視野を広げることを期待します。

1 目的

市立高校の生徒に対する長期留学を提供し、留学から帰国した生徒たちが留学体験を発信することにより、市立高校におけるグローバル人材の育成を目指します。

2 事業主体

横浜市

3 応募資格

応募資格は次の（1）～（6）のすべてを満たすことが必要です。

（1）令和8年度、横浜市立高等学校に在籍見込みの生徒（募集時点における横浜市立高等学校1年生及び2年生並びに横浜サイエンスフロンティア高校附属中学校3年生及び南高校附属中学校3年生）であり、校長が推薦する者

※留学候補生となった後、校長から推薦が取り消された場合や市立高校又は市立高校附属中学校に在籍しなくなった場合は、留学候補生の資格を取り消します。

（2）海外留学に支障のない健康状態であり、在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者

（3）学習態度が良好であること

（4）英検準2級以上または、同等の英語力があること

（5）横浜市代表として海外の国や地域との相互理解と友好親善に寄与しようとする意欲があるこ

と
(6) 帰国後、留学経験者として横浜市への成果還元に協力できる者

4 留学先

- (1) カナダ (ブリティッシュコロンビア州)
- (2) アメリカ (カリフォルニア州)

5 募集人数

横浜市立高等学校の生徒 20名程度

- ・カナダ (令和8年8月から約10か月間の留学) 17名程度
- ・アメリカ合衆国 (令和8年8月から約10か月間の留学) 3名程度

※募集に当たり、各応募者に留学を希望する国を確認しますが、選考結果によっては希望に添えない場合があります。

6 応募方法

ウェブサイトのエントリーフォームにアクセスし、必要事項を入力するとともに、必要書類をアップロードしてご提出ください。ただし、計画する留学に対し、在籍している高校等の許可を得たうえで応募してください。

(1) 提出書類

ア 横浜市立高校における長期留学プログラム申請書

※ウェブサイトのエントリーフォーム上で入力してください。なお、令和7年10月1日（水）までには操作ができません。

イ 在籍する中学校または高校の校長の推薦書（日本語で作成）

※担任等を通じて学校に作成を依頼してください。学校から横浜市教育委員会に直接提出されます。

ウ 在籍する高校等における成績表の写し（出欠の実績も含む）

（高校生の場合は、中学校第3学年から直近までの成績表を提出）

（中学生の場合は、中学校第2学年から直近までの成績表を提出）

※成績表については、留学候補者として選定された場合、改めて英語版の提出が必要となります。

エ 英語力を証明する書類（英検、TOEFL iBT、IELTS 等）

※外部機関による英語力を証明する書類がない場合は、応募資格④に相当する英語力を現時点又は留学時までに身に付けていることを校長が認定する書類を添付すること。

オ 留学に関する作文（エントリーフォームに入力してください）（必ず生徒本人が作成すること）

次の3つの項目について、計1,000字～1,200字の日本語による作文

- ・留学の目的や意欲、準備や心構えについて
- ・留学体験をいかした将来の取組
- ・帰国後に自身の留学経験を本市及び周囲へどのように還元できるか

（2）提出方法 ウェブサイトのエントリーフォームからご提出ください。

（3）提出期限 令和7年10月31日（金）23時59分

7 選考方法等

(1) 1次選考（書類審査）

本要項6（1）の提出書類について審査します。

1次選考通過者には、11月上旬頃に2次審査の日時・場所等について通知します。

(2) 2次選考（面接）

面接は対面で実施します。1次選考通過者は、本市が指定した日時（日時変更不可※）に必ず面接を受けてください。面接を受けていない方は、選考対象外とします。なお、面接日は、令和7年11月23日（日）を予定しています。

※大規模災害や交通機関の大幅な遅延発生時を除く。

(3) 選考結果の連絡

選考の結果は、令和7年11月下旬まで（予定）にご登録いただくご本人様のメールアドレスに通知します。

8 参加決定者の義務

(1) 留学中の月次報告

月1回提出してください。

(2) 留学修了後の報告

修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に、市立高校における長期留学プログラム報告書及び受入先機関が発行した成績証明書（修了証明書）の写しを提出してください。報告書等は併せて、在籍する市立高校にも提出してください。また、単位認定にあたり在籍する高校に提出が必要な書類については、別途、高校に確認のうえ、提出してください。

報告書には、滞在先での活動、留学で学んだこと、滞在先で横浜市をアピールした活動、留学体験の今後の活かし方や横浜市への還元について記載したレポートや写真などを添付してください（動画も可）。レポートは本市ウェブサイト等に掲載するとともに、写真や動画は当事業の広報・資料作成に使用します。写真や動画は被撮影者の了解を得たものを使用するなど、公表可能なものののみ添付・記載してください。

(3) 留学前後プログラム等への参加

以下の留学前後プログラムに必ず参加してください。

- ・ 留学前プログラム（3回実施予定）：令和7年12月頃、令和8年3月頃、7月頃
- ・ 留学後プログラム・留学フォーラム：令和9年7～8月頃

(4) 併願

他の留学プログラム（民間事業者が斡旋するもの等）との併願は可としますが、本プログラムの留学候補者に選ばれた場合、その決定を拒否することはできません。

9 その他

(1) 申請等に必要な各種様式は、次のウェブページからご確認ください。

(2) 留学開始後も隨時状況が確認できるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にすることにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始前までに各自で海外旅行保険に加入することを推奨します。

渡航の際には、外務省「オンライン在留届」に登録してください。また、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、支援を見合わせことがあります。

- (3) 留学時の渡航費（ただし国内移動費は含まれない）、ホームステイ費、授業料、海外現地保険は本プログラムの補助対象です。それ以外の諸経費（パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、上記以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代、教材・教具費、通学交通費、課外活動、旅行費用等）は自己負担となります。
- (4) 令和8年度の事業につきましては、令和8年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。令和8年度予算が議決されない時には本事業は成立しません。

10 問合せ先

市立高校における長期留学プログラム事務局

お問い合わせフォーム：QRコードよりお問い合わせください



11 スケジュール（予定）

申請書提出締切	10月31日（金）
1次選考（書類審査）結果通知	11月上旬頃
2次面接 ※1次選考通過者のみ	11月23日（日）の本市が指定する時間
2次選考結果通知	11月下旬頃
留学前プログラム	令和7年12月頃、令和8年3月頃、7月頃

※上記のほか、帰国者懇談会、留学報告会などにご出席ください。

12 参考様式

- 在籍する高校等からの推薦書